平成22年度第1回

堺市屋外広告物審議会

日時 平成23年2月14日(月) 午後3時00分

場所 堺市総合福祉会館5階 第3研修室

都市計画課

堺 市 屋 外 広 告 物 審 議 会

日 時 平成23年2月14日(月)

午後3時00分

場 所 堺市総合福祉会館5階 第3研修室

○出席委員(14名)

副会長 宮 岸 幸 正 会 長 久 隆浩 委 員 委 員 葵 藤田 香 横山 優 委 員 松本 委 員 梅原敏裕 委 員 安 福 彰 委 員 原田順一 委 員 山 本 重 信 委 員 佐 野 明 子 田中丈悦 守 委員 委 員 吉川 委員 木村訓章 委 員 角川卓治

○欠席委員(1名)

委員 亀田健二

○案 件

- ・会長及び副会長の選出について
- ・議第1号 許可基準の変更について
- ・議第2号 禁止区域の指定について

○報告事項

・堺市の屋外広告物行政の現状について

(午後3時3分開会)

○司会(木下) お待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただいまから平成2 2年度第1回堺市屋外広告物審議会を開催させていただきます。

私、本日の司会をさせていただきます都市計画課の木下でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日は、平成22年6月1日付で委嘱をさせていただきまして初めての審議会でございますので、改めまして委員のご紹介をさせていただきます。

現在、藤田委員さん、それから、梅原委員さん、角川委員さんにおかれましては、若干おくれるということでご連絡をいただいておりますので、またおいでになりましたらご紹介をさせていただきたいと思います。

では、まず、今おいでの委員さんをご紹介いたします。

大阪工業大学工学部教授の宮岸委員さんでございます。

- ○宮岸委員 宮岸です。よろしくお願いします。
- ○司会(木下) 続きまして、有限会社エイライン代表の横山委員さんでございます。
- ○横山委員 横山です。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○司会(木下) 続きまして、近畿大学総合社会学部教授の久委員でございます。
- ○久委員 久でございます。よろしくお願いします。
- ○司会(木下) それから、左手のほうへ移りまして、関西電力電柱広告業組合副理事長 の安福委員でございます。
- ○安福委員 安福です。よろしくお願いします。
- ○司会(木下) 続きまして、大阪屋外広告美術協同組合理事長の原田委員でございます。
- ○原田委員 原田でございます。よろしくお願いいたします。
- ○司会(木下) 続きまして、堺市自治連合協議会副会長の山本委員でございます。
- ○山本委員 山本でございます。どうぞよろしくお願いします。
- ○司会(木下) 続きまして、堺商工会議所女性会会長の佐野委員でございます。
- ○佐野委員 佐野でございます。どうぞよろしくお願いします。
- ○司会(木下) 続きまして、堺市議会議員の田中委員でございます。
- ○田中委員 田中です。よろしくお願いします。
- ○司会(木下) 続きまして、堺市議会議員の吉川委員でございます。
- ○吉川委員 吉川でございます。よろしくお願いいたします。
- ○司会(木下) それから、次、続きまして、大阪府鳳土木事務所長の木村委員でございます。
- ○木村委員 木村でございます。よろしくお願いします。
- ○司会(木下) 続きまして、大阪府警察堺市警察部総務課長の角川委員でございます。

- ○角川委員 角川でございます。ちょっとおくれまして申しわけありません。
- ○司会(木下) なお、亀田委員につきましては、本日、所用のため欠席する旨のご連絡 をいただいております。

また、藤田委員、それから、梅原委員におかれましては、またおいでいただきましてから ご紹介したいと思います。

それと、大変失礼をいたしました。委員さんお一人ご紹介漏れておりました。大阪広告美 術協働組合理事長の松本委員でございます。

- ○松本委員 松本でございます。よろしくお願いします。
- ○司会(木下) 大変失礼いたしました。

なお、本日ご出席いただいております委員は、定足数に達しておりますので、ご報告を申 し上げます。

本審議会の会議は公開することとなっております。また、会議の記録のために、事務局で 必要に応じまして写真撮影、録画、録音などをいたしますので、よろしくお願いいたします。 次に、事務局をご紹介させていただきます。

建築都市局長の荻田でございます。

- ○建築都市局長(荻田) 荻田です。よろしくお願い申し上げます。
- ○司会(木下) 都市計画部長の島田でございます。
- ○都市計画部長(島田) 島田です。よろしくお願いいたします。
- ○司会(木下) 都市計画課長の池川でございます。
- ○都市計画課長(池川) 池川です。よろしくお願いいたします。
- ○司会(木下) それでは、建築都市局長の荻田より一言ごあいさつを申し上げます。
- ○建築都市局長(荻田) 建築都市局、荻田でございます。

今日は雪も降ってきまして、足元の悪い中、非常に出にくい中、ご出席賜りまして、ありがとうございます。

本市は、平成7年12月に屋外広告物条例を制定しまして、平成8年から屋外広告物の許可制度を実施してまいりました。そういう中で非常に良好な景観形成を図っていくという形でやってまいりましたですが、現在、本市では、政令指定都市にふさわしい魅力のある都市の景観づくりということで、特に百舌鳥古墳群の世界遺産登録を目指した取り組みですとか、本市の広域的な都市圏の中枢であります都心のまちづくりを推進もしております。このような取り組みとも連携を図りながら、屋外広告物につきまして、地域特性をも踏まえて、より積極的な景観形成を図ってまいりたいというふうに考えております。

そこで、本日の審議会におきましては、許認可の変更、禁止区域の指定といった課題に加えまして、景観計画の状況についてご報告をさせていただきまして、あわせて屋外広告物条例改正の予定などにつきましてもご説明をさせていただきたいと思っておりますので、どう

ぞよろしくお願い申し上げます。

○司会(木下) ありがとうございました。

次に、本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、会議次第でございます。続きまして、議案書でございます。続きまして、資料でございます。続きまして、配席図でございます。続きまして、堺市屋外広告物審議会委員名簿でございます。続きまして、堺市屋外広告物条例でございます。続きまして、堺市屋外広告物審議会規則でございます。続きまして、堺市屋外広告物審議会の傍聴に関する要綱でございます。不足の資料はございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、本日は委員委嘱後初めての審議会でございますので、会長、副会長の選出をしていただきます。つきましては、慣例により、事務局から会長、副会長の選出のために座長を選出させていただき、審議に入らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- ○司会(木下) ありがとうございます。ご異議ございませんようですので、事務局から 座長を指名させていただきます。恐れ入りますが、山本委員さんに座長をお願いいたします。 山本委員、よろしくお願いいたします。
- ○座長(山本) わかりました。

失礼いたします。ただいまご指名をいただきました山本でございます。ご協力のほどよろ しくお願い申し上げます。

それでは、会長、副会長の選出につきまして、お諮りいたします。

本件につきましては、堺市屋外広告物審議会規則第4条第1項により、委員の互選による こととなっております。会長、副会長の選出について、過去の扱いはどのようになっている のか、事務局のほうから説明お願いします。

- ○司会(木下) 本屋外広告物審議会の役員選出の先例ですが、会長及び副会長は学識経験者の委員から指名推薦で選出をされております。以上でございます。
- ○座長(山本) それでは、今回も同様な形の選出方法をとることにご異議ございません か。

(「異議なし」の声あり)

○座長(山本) よろしいですか。ご異議がないようですので、そのように取り計らいさせていただきます。

会長、副会長の選出について、どなたかご意見ございませんか。

- ○佐野委員 はい。
- ○座長(山本) 佐野委員、どうぞ。
- ○佐野委員 失礼します。

久委員に会長、副会長に宮岸委員にお願いしてはいかがかと思います。いかがでしょうか。

○座長(山本) ただいま佐野委員様から、会長に久委員さん、副会長に宮岸委員さんと いうご推薦がございました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

○座長(山本) 意見なしというお声いただきました。それでは、久委員に会長、宮岸委員に副会長をお願いすることにご異議ございませんか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○座長(山本) 異議なしの声をいただきましたので、久委員に会長を、宮岸委員に副会 長をお願いしたいと思います。

それでは、これをもちまして、私に与えられた役割は終わりましたので、以後の議事進行 は会長にお願いいたします。どうもありがとうございました。

○司会(木下) ありがとうございました。

では、会長、副会長、お先のほうへお進みください。

それでは、久会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

その前に、本日の議事録署名委員は横山委員、原田委員にお願いをしたいと思います。よ ろしくお願いします。

それでは、案件に入らせていただきます。

まず、第1号でございますが、許可基準の変更についてということで、事務局のほうから 説明のほう、よろしくお願いします。

○都市計画課長(池川) それでは、議第1号許可基準の変更について、ご説明させていただきます。

電柱を利用する広告物については、平成7年度に屋外広告物条例が制定されたことにあわせて、許可基準を告示し、大きさ、掲出位置、色彩等、掲出個数の基準に適合する広告物の掲出を許可しております。そのうち電柱巻きつけ広告物の現行の許可基準は、大きさについて、縦が1.2メートル以内、横が電柱の円周の範囲の長さ、掲出位置については、地上から最下端までの距離が2.3メートル以上などとしております。これらの基準は、もともと電柱管理者である関西電力の設置基準を踏まえて設定されたものですが、この基準は全国的にも厳しいものでした。

その中で、平成20年3月に、関西電力において、この基準が見直されたため、これを受けて、大阪府においては、平成21年度に電柱に巻きつけて取りつける広告物の許可基準が改正され、また、関西電柱広告連合会から電柱広告物の規制緩和に関する要望書が提出され

たため、本市においても同様の取り扱いをすることとし、電柱を利用する広告物の許可基準 を改めようとするものです。

具体的な変更の内容といたしましては、要望書の内容を踏まえ、大阪府の改正内容に準拠するものとし、大きさについては、「縦1.2メートル以内」を「縦1.5メートル以内」に、掲出位置については、「地上から最下端までの距離2.3メートル以上」を「地上から最下端までの距離1.9メートル以上」に、色彩等については、「地色は、赤色、黄色、その他、これらに類する色以外の色とすること」を「地色は、白色又は白色以外の色で彩度が低いものとすること」に、それぞれ変更いたします。

スクリーンでは、変更前後の許可基準による巻きつけ広告物のイメージをお示ししておりますので、ごらんください。左が現行基準による広告物、右が変更後の基準による広告物のイメージでございます。変更後の巻きつけ広告物の許可基準は、大きさについては、「縦が1.5メートル以内、横が電柱の円周の範囲内の長さ」、掲出位置については、「地上から最下端までの距離が1.9メートル以上」、色彩について、「(1)地色は、白色又は白色以外の色で彩度が低いものとすること。(2)けい光塗料以外の塗料を用いること。」掲出個数については、「電柱1本につき1個」となります。

また、電柱から突き出して取りつける広告物の基準においては、大きさを「縦2.0メートル以内、横0.5メートル以内、ただし大阪府及び大阪府知事の管理する道路に存する電柱に取りつけるものにあっては、縦1.2メートル以内、横0.45メートル以内」としておりましたが、政令指定都市への移行に伴い、現在、本市域に大阪府及び大阪府知事の管理する道路は存在しないことから、ただし書き部分を削除いたします。

なお、これらの許可基準の変更につきましては、本審議会においてご承認いただいた後、 必要な事務手続を行い、速やかに告示し、3月1日から施行してまいりたいと考えておりま す。

説明は以上でございます。

- ○久会長 ありがとうございました。以上で事務局の説明が終わりました。
 - ただいまの議第1号許可基準の変更について、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

- ○都市計画課長(池川) 彩度が低いものということで、我々といたしましては、関電さんのほうが出しているガイドラインというものがございまして、その中で、この範囲というものが示されておりまして、白色もしくは薄い色等のその範囲というので示されておりますので、それに準拠する形で運用していきたいなと考えております。

以上でございます。

- ○山本委員 それでは、つける側としては、こういう表現でわかりますか。それでいいん ですかね。
- ○安福委員 電柱業界のほうから説明させていただきます。 地色につきましては、彩度10、マンセル値といいますか、マンセル値の中の彩度10以 下ということで取り決めております。
- ○久会長 彩度は10ではないですよね。10というのは、かなり鮮やかな色。
- ○山本委員 かなり明るいね。
- ○久会長 1.0じゃないですか。10は違うと思います。
- ちょっと待ってくださいね。済みません。我々、電柱広告デザインマニュア ○安福委員 ルというものを制定しております。その中で、地色は、いろいろ記号があって説明しにくい んですけど、この地色を使用するということになっております。一応、業界内の自主規制と いうことで、これより以上の濃い色というんですかね、彩度のきつい色は使わないというこ とで取り決めさせていただいております。
- ○山本委員 先ほど委員長が言われた、10じゃなしに、1じゃないですかという、1と いうのをここに載せてもよろしいんやね。
- そうですね。もう既に。 ○久会長
- そういう範囲が決まっておるなら。 ○山本委員
- ○久会長 事業者のほうで、ガイドラインであるとすれば、基準うたうことは、別にやぶ さかではないとは思いますが。

はい、どうぞ、田中委員。

すみません。今の彩度をめぐっての議論ありますけども、多くの方は、いや、 私たちだけかもわかりませんけども、それがどういったものかということは全くわからない わけですね。この件につきましては、きょう、即決ということでなくてもいいとは思います けども、まず、彩度等の資料を示していただきたいというのが一つです。私の意見です。

質問も続けていいですかね。

- ○久会長 はい。
- 景観の問題、今、景観計画案を堺市は策定して、今後これを推進していこう ○田中委員 という流れがあります。これはどちらかといえば、風格のあるまちづくりとか、美しい町並 みとか、そういう方向で進んでいこうというのが方向性だと思うんですよね。

その方向性と今回の広告物が、どういうふうに考え合わせていくのかという議論が一つは 起こってくると思うんですよ、どうしてもね。これが一つあるのと、それと、現在、堺市の ほうで何カ所広告があるのかと。その数値ですね。それと、これを。

○久会長 今のは電柱広告の数ですか。

- ○田中委員 はい。それと、電柱広告の規定の改正をすることによって、堺市にとって、 どんな一体メリットがあるのかというところをまずお聞きをしたいですね。
- ○久会長 いかがですか。わかる範囲で答えていただければと思います。
- ○都市計画課長(池川) 電柱広告の件数ですね、まず、許可をした件数といたしまして、 突き出し広告が1,948件、巻きつけ広告が204件ということになっております。

それと、色彩の例について、今、手元に資料がございますので、先生方に資料等、お配り したいと思います。少々お待ちください。

- ○山本委員 その間で、よろしいですか。
- ○久会長 はい。
- ○山本委員 この表現、白色以外の色で彩度が低いという表現を1であらわしたら、やっぱり弊害あるんですか。
- ○久会長 大きな弊害はないと思うんですが、景観とか広告物に関しましては、非常に微妙なデザイン的な部分というのが出てきますので、そのあたり、協議によって、通常はこの状態ならいいだろう、これではだめだろうというように判断をしていく部分を残しながらやるというのは通常でございます。

ですので、数値基準を明確に決めれば、それを守ればいいんだというような風潮が出てきますので、逆にそれが弊害になる場合も出てこないとは限りません。

いかがでございましょう。この電柱広告物というのは、きょうは安福委員に来ていただい ておりますけれども、事業者が特定できますので、事業者と綿密な打ち合わせをしながらや るということに関しましては、一般広告物とかなり状況は違うとは思いますので、もう既に 全国的な取り扱いマニュアルで、一定のガイドラインをお持ちですので、これを遵守してい ただく形で基準を今つくらせていただいているということです。

それから、事務局のほうからもご説明ありましたように、大阪府がまず全体的に基準を変えました。それに基づきまして、中核市、それから政令市、権限を持っているところが準じて改正をしていっているというようなことでございますので、いやいや、もう堺は堺なりの基準を持とうというのであれば、またこの審議会で議論をしていただければということなんですけれども、ほかとの横並びということで、今改正が進んでいるという状況もご理解をいただければというふうには思いますが。

はい、どうぞ。

- ○山本委員 例えば、表現の仕方なんですけども、1と決めてしまうとという委員長の今のご説明でございましたけども、1を基準にというニュアンスではない表現もしてもうたほうが、白い、彩度の低いという表現が余りにも広過ぎて、例えば、申請を出す側にしたら、その場所で説明聞かんとわかりませんね、これ。聞きに行かないかんね。
- ○久会長 一番わかりやすいのは、今ざっと見させていただいた限りにおいては、5ペー

ジ、6ページが一番のポイントかなというように思っておるんですが、5ページを見ていただきますと、上段辺の2段目ですね、白い淡い色ということで、これ見させていただきますと、読み方を少しご説明しますが、132番というのが左から2番目にございます。薄い緑ですね。5GY8/2というのを書いてございますが、5GYというのが色相といって、色の種類をあらわしているわけですね。グリーンとイエローですので、緑と黄色の間の色ということになります。8/2というのは、8というのが明度、明るさですね。明度が上がるにつれて明るくなっていく。それから、2というのが彩度、これが鮮やかさですね。ということでいいますと、この場合は、明度が8で、彩度が2になっています。隣の133という色は7.5Y、黄色系の色ということですね、イエローですから。7.5Yの9/2でございますので、明るさが9で、鮮やかさが2ということになります。

つきましては、同じ色目でも、明るさが明るくなっていくほど白っぽく見えます。ということでいいますと、先ほど、彩度の基準云々というお話がございましたけれども、明度いかんによっては、色の見え方も変わってまいりますので、彩度のみで指定をするよりも、明度、彩度の関係で色の見え方というのは決まってまいりますので、そのあたりを明確にしていくと、非常にややこしくなってまいります。それを防ぐために、鮮やかさが低いという、いわゆる定性的な基準で、このガイドラインあるいは事業者等との協議の中で決めていこうというのが、今の基準になっています。

それから、右側6ページにございますけれども、ほかの市の審議会でも問題になったんですが、今回、大きさは大きくなりますが、いわゆる地の色ですね、背景になる色が白っぽくなりますので、6ページにございますように、大きさとしては、文字の大きさとか、あるいはロゴの大きさにとどまりますので、事実表示面積は小さく見えるというような判断をさせていただいて、承認をさせていただいているということです。ですから、看板面積は大きくなりますが、実質見えとしての面積は減ってくるだろうという判断で、オーケーを、了承しているという他市の事例が多うございます。

はい、どうぞ、横山委員。

○横山委員 先ほどの山本委員のお話なんですけれども、こういう大きな市の中の決まりをつくるときには、なるべく緩やかにつくっておいて、特化した場所ありますよね。そこはそこで景観形成するときに、例えば、すごい伝統的な町並みがあるところだったら、彩度というのは絶対抑えたいよねというときに、このアローワンスの中で、ここの場所は抑えるとか、多分そういう余裕を残しておかないと、堺東もどこも一緒みたいな、低いねんと言われてしまうと、どうすることもできないというところがあろうと思うんです。

ですから、今は多分大きな枠組みを決めてるので、でも方向性は、今、ぎんぎんぎらぎら した広告よりも、そういう方向かなというようなことを多分議論するのがいいのかなという 中身のような気がしますが。

- ○山本委員 そういう意味では、そういうことなんだけど、行政側の指導というふうになれば、何かがあれば指導しやすいなと私は思いますんで。
- ○久会長 先ほどもご説明させていただきましたように、電柱広告連合会のほうがマニュアルを持っておりますので、このマニュアルに沿って、これから掲出をされるということになりますが、条例の条文というのは、マニュアルに従って書くというのはなかなか書けませんので、そういう意味では、今、事務局からお示しの、最低限という言い方はちょっと適切かどうかわかりませんけれども、基準をつくらせていただいて、実質的にはマニュアルに沿って運用していただくという、こういうお約束のもと、条例の中での改正をお願いしたいというのが今回の趣旨だというふうに思いますので、そういうことで言いますと、今、マニュアル配られましたので、このあたりざっと見ていただきまして、これはちょっと問題があるという点がございましたらご指摘をいただいて、議論をさせていただければと思いますが。いかがでございましょうか。

先ほど申し上げましたように、広告物の大きさは大きくなりますけれども、地の色を薄い 色に抑えてもらうことによって、実質的な見えの面積、広告として機能する面積というのは 逆に減っているというような判断ができるのかなとは思いますが。

いかがでございましょうか。

- ○田中委員 13ページになります、マニュアルのですね。彩度と明度があるんですけど も、もう一度確認ですけども、この数字ではどこに当てはまります。
- 〇久会長 彩度は一番下のところの彩度 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、1 1、12、13、14とありますね。これが彩度ですね。これは実は明るさによっても違いますので、明るさが暗くなれば、どうしても見えが濃くなってくるというような判断です。
- ○田中委員 組合のほうのガイドラインとしては、どこをとってるんですか。
- ○久会長 彩度が、今のところは2が示されていますので、2以下という判断かなという ように思いますが。
- ○田中委員 明度はいかがですか。
- ○都市計画課長(池川) お手元の資料の11ページ、12ページで、色彩基準というのがありますけど、こちらでいきますと、青線で囲まれた部分、これは彩度が3未満、明度7以上ということで、この青色の範囲が淡い色ということでございます。
- ○田中委員 下地というか、文字はまた別ですか。
- ○久会長 地色ですから下地です。
- ○田中委員 下地ですね。文字の色については、特にないということですか。

ころの一番下でも同じですけれども、面積が全体の40%以内ということで、明度が超える 部分は使用してもいい。これが、いわゆる広告物として目立ってくる部分ということになり ます。

だから、逆に言うと、6割以上が地の色ということになる。それをもって、先ほど言いましたように、見えの面積というのは、今よりも小さくなるだろうという判断でございます。 いかがでございましょうか。ご理解いただけましたでしょうか。

それでも問題だというご意見ございますでしょうか。

- ○吉川委員 やっぱり地色は、青線で囲まれた部分ですから、明度7以上で、彩度が3未満、5ページは、明度が8で、彩度が2というところ、8か9で、2というところがありますけれども、基準とすれば、7以上で、3未満ということなんですか。
- ○久会長 基準というか、ガイドラインですね。
- ○吉川委員 ガイドラインは。
- ○久会長 広告連合会で用意されているガイドラインは、そういうことになります。
- ○吉川委員 それは彩度が低いものとするというところで表現されているわけですね。
- ○久会長 そうです。14ページに具体的なデザイン事例というのが幾つか載せていただいておりますけれども、こういう感じで広告物が電柱についてくるというような判断ございました。

逆に言いますと、今はかなり濃い色に白地の抜き文字でもオーケーだということになるんですが、今回は白抜き文字は許可できないということになりますので、そういう意味では、 先ほどの中でも申し上げてますように、実質の見えの面積は小さくなるだろうという判断なんですが。

- ○吉川委員 結構でございます。
- ○田中委員 1点だけ。事例の中では、ごく一般的な歯医者さんであるとか、お店であるとかいうのはあるんですけどね、これのどういった業態、業種をやるという規制みたいなものがあるんですが、これは市議会でも議論したんですけどね。例えば、風俗系の看板があるでしょうと。あれはどう考えますかというのを議論した経過があるんです。この辺は何かそういう規定はあるんですか、内部的には。
- ○安福委員 一応、風俗系は自主規制しています。
- ○田中委員 自主規制している。
- ○安福委員 はい。お医者さんが大体40%、質屋さんが15%、あとは小売業さんが30%というふうなことで、地元密着の零細と言ったら失礼ですけど、中小・零細の企業の方の案内ということになっております。
- ○都市計画課長(池川) 業種についてでございますが、私ども聞いております話によりますと、広告物の内容について、もちろん業種を指定してと。許可基準としての規定はない

んですけども、電柱管理者の企業イメージを損なうような広告を排除するということで、今お話がありました自主規制を行っていると聞いてます。具体的には、政治活動・宗教活動・思想活動に関連するものとか、風俗営業、消費者金融、うそ・誇大広告と思われるもの、女性が不快に感じると思われるもの、児童に不適当と思われるものというようなものは、自主規制されているというふうに聞いております。

以上です。

○久会長 電柱自体が公益的なものでございますので、そうこうむちゃに使われると、やはり関西電力さんとか、関西電柱広告連合会さんも、それは企業イメージというものもございますし、公共的責任というものもございますので、そのあたりは一定の判断をしながらつけていただくというようなことでよろしゅうございますでしょうかね。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、議第1号許可基準の変更について、お諮りをさせていただきたいと思います。 議第1号に関しまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ 久会長 どうもありがとうございます。

それでは、原案のとおり可決をされましたので、その旨承認いたして、答申をさせていた だきたいと思います。

続きまして、議第2号禁止区域の指定についてということでございますが、これもまず事 務局のほうから説明よろしくお願いします。

○都市計画課長(池川) 議第2号禁止区域の指定について、ご説明させていただきます。 堺市屋外広告物条例第11条第4号においては、大阪府文化財保護条例の規定により、大 阪府指定有形文化財に指定された建造物及びその周辺の地域、史跡、名勝、または天然記念 物の地域のうち市長が指定する区域、同条第5号においては、堺市文化財保護条例の規定に より、堺市指定有形文化財に指定された建造物及びその周辺の地域、史跡、名勝、または天 然記念物の地域のうち市長が指定する区域を禁止区域として、屋外広告物の表示等を禁止し ております。

今回、大阪府指定史跡に指定された丹比廃寺塔跡、堺市指定有形文化財の建造物に指定された菅生神社本殿及び日部神社神門、同じく名勝に指定された片桐棲龍堂庭園の4件について、広告物の表示または掲出物件の設置を禁止することにより、良好な景観の形成を維持することができると認められるため、禁止区域を追加しようとするものです。

以下、各物件について、指定の理由をご説明させていただきます。

丹比廃寺塔跡は美原区多治井に位置しており、7世紀後半に建立されたと考えられる徳泉 寺という寺院のあった域内にあります。

平成20年度の発掘調査の結果、塔の基壇の一部が発見されたことにより、府内でも貴重

な古代寺院関連遺構であることが確認され、大阪府文化財保護条例第46条第1項の規定により、平成21年1月16日に大阪府指定史跡に指定されております。

このことから、良好な景観を維持・保全するため、当該史跡の地域を堺市屋外広告物条例 第11条第4号の規定に基づく堺市屋外広告物の禁止区域として指定しようとするものです。

菅生神社本殿は美原区菅生に位置しており、美原区域において現存する寺社建築として最も古いもので、市全域でも重要文化財の諸建築や市指定となっている石津太神社本殿の建立時期に継ぐ、市内屈指の古さを持つ社殿です。

建物は一間社春日造としては、府下では規模が大きなもので、正面の柱間は7尺にも及んでいます。また、細部は17世紀後期の様式をよく示しており、大変貴重なものであることから、堺市文化財保護条例第4条第1項の規定により、平成18年4月20日に堺市指定有形文化財に指定されております。

このことから、良好な景観を維持・保全するため、当該建造物及びその敷地の全部を堺市 屋外広告物条例第11条第5号の規定に基づく屋外広告物の禁止区域として指定しようとす るものです。

日部神社は西区草部に位置する日下部氏を祖神に奉る式内社で、本殿及び本殿前の石灯籠は重要文化財となっております。

日部神社神門は建立年代は定かではありませんが、桃山時代の建築様式を受け継ぐ17世紀前期の四脚門であり、四脚門の遺構が数少ない大阪府下において、安定した形式を持ち、建立年代が江戸時代初期にまでさかのぼる可能性のある門として大変貴重なものです。このことから、堺市文化財保護条例第4条第1項の規定により、平成20年7月17日に堺市指定有形文化財に指定されております。

このことから、良好な景観を維持・保全するため、当該建造物及びその敷地の全部を堺市 屋外広告物条例第11条第5号の規定に基づく屋外広告物の禁止区域として指定しようとす るものです。

片桐棲龍堂は堺区西湊町3丁に位置する老舗の漢方薬専門店で、敷地内には江戸時代後期 に建築された母屋を初めとする国登録有形文化財の建造物があり、母屋の東側に、同時期に 策定されたと考えられる庭園が広がっています。

戦災に遭った旧市域には、江戸期にさかのぼるような庭園はほとんど現存していない中で、本庭園は現存する江戸時代後期の露地として貴重であり、堺の茶庭のたたずまいを知る上で重要な庭園であることから、堺市文化財保護条例第4条第1項の規定により、平成22年7月15日に堺市指定有形文化財に指定されております。

このことから、良好な景観を維持・保全するため、当該名勝の地域を堺市屋外広告物条例 第11条第5号の規定に基づく屋外広告物の禁止区域として指定しようとするものです。

なお、これらの禁止区域の指定につきましては、本審議会においてご承認いただいた後、

先ほどの案件と同様に速やかに告示し、施行してまいりたいと考えております。 説明は以上でございます。

○久会長 ありがとうございました。

第2号に関しましては、条例に基づきまして進めてまいるものでございます。文化財指定 に伴い、指定を追加をさせていただきたいということでございますが、何かご質問、ご意見 ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、議第2号禁止区域の指定について、お諮りをさせていただきます。

議第2号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○久会長 ありがとうございます。

それでは、異議なしということでございますので、原案のとおり可決をされました。その 旨承認という答申をさせていただきたいと思います。

これで審議案件は終了させていただきましたので、続きまして、報告案件に移りたいと思います。堺市における屋外広告物行政の現状についてということでございますが、まず、事務局のほうから説明をよろしくお願いします。

○都市計画課長(池川) それでは、報告案件、堺市における屋外広告物行政の現状について、ご説明させていただきます。

まず、屋外広告物許可制度についてですが、本市では、平成7年12月に堺市屋外広告物 条例を制定し、大阪府から業務を引き継ぐ形で中核市となった平成8年度から、屋外広告物 の許可制度を実施しております。

また、個性豊かで美しい景観形成を図るため、平成5年3月に堺市景観条例を公布し、すぐれた景観形成を総合的・計画的に推進するため、同年9月に堺市景観基本計画を策定いたしました。

そして、これらに基づき、平成6年度から景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等の新築等の届け出による景観誘導を実施しており、この制度の中で大規模な屋外広告物に対しても助言・指導を行ってまいりました。

景観条例に基づく届け出対象としての屋外広告物といたしましては、高さが15メートルを超えるもの、建築物に設置する場合で、その高さが10メートルを超え、かつ建築物との合計が15メートルを超えるもの、表示面積が40㎡を超えるものとしており、年間でおおむね30から50件程度の屋外広告物の届け出がなされております。

この届け出制度の開始から15年以上が経過し、景観に対する意識の高まりなど、社会環

境が大きく変化していることを受け、現在、政令指定都市にふさわしい魅力ある景観形成に 向けた基本施策を定めるため、景観法に基づく景観計画を策定するとともに、景観法の施行 について必要な事項などを定めるため、堺市景観条例の改正を進めております。

これに伴い、大規模な屋外広告物の景観に関する届け出については、根拠条例をこれまでの景観条例から屋外広告物条例に変更し、屋外広告物許可について先立つ協議制度として位置づけることとしており、景観条例改正後、屋外広告物条例についても改正を行う予定としています。

屋外広告物条例の改正に向けては、平成21年度に幹線道路沿道における屋外広告物の現 況調査を行い、今年度はその結果に基づいて、屋外広告物許可制度の課題を整理した上で、 屋外広告物条例及び許可基準改正の方向性を検討しております。来年度以降は、庁内調整を 経た上で改正案を取りまとめ、その後、本審議会にもお諮りする予定としております。 説明は以上でございます。

○久会長 ありがとうございます。

今ご説明がございましたように、景観法ができましたので、景観に関する取り決め、あるいは取り締まりというのが法的根拠をもってできるようになりました。それに伴いまして、景観法の中でも屋外広告物条例に連動して、景観的な事項が書き込めるということになりましたので、それに伴い、今ご提案のありましたように、来年度、時間をかけて、広告物法の改正も視野に入れて、またこの審議会で議論をさせていただきたいということでございますが、ただいまのご報告に関しまして、何かご意見、ご質問。

- ○田中委員 まず一つですけども、今後の手続についてですけども、本審議会、今、条例 の許可基準案、資料の一番最後のページですけどね、出てますけども、許可基準案を作成を して、案ができた段階で審議会に諮ろうというふうに考えているのか、あるいは途中、中間 的な検討などを示していただいて、さらに審議会での議論をあわせて深めながら、並行して 審議会の議論と一緒に、この条例改正案をつくっていこうとしているのか。今後どういうふうな手続の方向性、ありましたらお答えいただきたいと思います。
- ○都市計画課長(池川) 今、委員ご指摘のとおり、案ができ上がって、これで決めてくださいという、そういういきなりの出し方はもちろん考えておりません。中間報告といいますか、審議会の中で報告させていただきながら、一定の方向性をもって決めていくというようなことを考えております。

以上でございます。

どうぞ。

○田中委員 もう1点だけ、せっかくの機会ですので、お伺いしておきたいと思います。 まず、この問題に関しましては、とりわけ堺東駅前の広告の状況、例えば、風俗店の募集 の看板、これかなり大きいですけどね、それとか消費者金融の看板と、これら乱立している ということはご承知のとおりだと思います。これは都市景観計画の中でも、これらの現状が触れられて、問題意識は打ち出されているわけですけども、19年8月の段階で63棟のうち、広告物が270件あると。許可基準を超えているのは4カ所であり、また、広告物については無許可が235件というふうに議会でお答えをしていただいた経過があります。

今後の議論を深めるため、19年以降のこれまでの堺市の取り組み、あるいは問題点がどこにあるのかということを現状で示していただければというふうに思っております。

○都市計画課長(池川) 議会でご指摘いただいて以降の取り組みということで、例えば、 堺東駅前の広告物に対しまして、まず文書によって手続がなされてないものについては、手 続してくださいよという文書指導というのをやっております。これは定期的にやっております。その中で問い合わせ等ありましたものについて、指導し、許可とれるものについてはとっていただいてと。現在も指導中ということでございます。そのほか窓口へ来た際の手続の説明でありますとかということ、そういうようなことを経まして、今のところ、平成22年6月の段階で広告物数としては約255件、そのうち許可件数としては61件ということで、少しずつですが、ふえてきてるのかなと考えております。

以上でございます。

○久会長 取り締まり、あるいは届けさせるということは当然のことですけれども、それ 以上に、やはりこういう問題というのは、ビルのオーナーがつけさせているわけですので、 ビルのオーナーの意識の問題というのもかなりあろうかと思います。

具体的には、私は、大阪市内、日本橋の文楽劇場かいわいの風俗店をどうするのかという、まちづくりもお手伝いさせていただきましたし、それから、ここにご列席の横山委員は、宗右衛門町の風俗店取り締まりを地元の方々と一緒にご努力いただいているというようなこともございますけれども、この風俗店の出店そのものもビルのオーナーがそういうところに貸される。一番高く賃金を取れるということもあります。サラ金、風俗というのが一番賃料を高く払ってくれるわけですので、そういうところも含めて、やはりまちづくりの観点の中からも意識づけというものをしていくことが必要かなというふうに思っていまして、つきましては、これ、事務局に投げかけなんですが、先ほど横山委員もおっしゃっていただきましたように、地区を限定して、地元の方々と一緒に、例えば、広告物の協定とか、あるいは広告物の景観をよくするための地区指定とか、そういうような枠組みが条例の中でできないかな。取り締まりだけでは、やはり限界があると思いますので、地元の方々の動機づけ・意識づけができるような、そういう枠組みを今後条例の中にあればどうかなというように思いますので、今日はすぐにお答えということではなくても結構ですので、地元の方々とともに、景観、まちをよくしていくような、そういう取り組みの動機づけができるような条例改正も以降でお願いをしたいなというふうに思います。いかがでございましょう。

○都市計画課長(池川) ただいま会長にご指摘いただいたご意見も踏まえまして、条例

改正の中身というのを検討していかなあかんなと思っております。 以上でございます。

○久会長 具体的にもう一つ、情報提供でお話させていただきますと、今年度、奈良では、 遷都1300年祭が開催されましたけれども、そこのメインストリートであります大宮通の 景観形成、2年ほど前から奈良県の方々と地元に入って活動してきましたけれども、最初は 遷都1300年祭は県の都合でやるんやろうと。何で我々協力せなあかんねんという声のほ うが、地元多かったんですが、やはり全国からたくさんの方に来ていただくのであるので、 我々の地域もやっぱりよくしていこうと意識が出てまいりまして、つきましては、広告物も 色も控え目にしていただきましたし、それから看板も小さくしていただいているという案件 がかなり出てきておりますので、地域ぐるみの取り組みというものは、地区を限定すること によってできるという一つの典型的なことでございます。

つきましては、先ほどごあいさつの中にもありましたように、世界遺産を目指すのであれば、地元の方々の盛り上がりというものも当然必要になってまいりますので、そこら辺をまちづくり支援もずっと堺市やってきてくださっておりますので、より以上の地元に入り込んだ、地元の方々とともに、こういう意識づけをしていただく。その延長上に屋外広告物等の景観がよくなっていくと、こういうシナリオも、ぜひとも堺市でもよろしくお願いしたいなと思います。

ほか、この報告案件に関しまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。 よろしゅうございますか。

それでは、これをもちまして、報告関係のほうも終了させていただきましたけれども、せっかくの機会でございます。委員の皆様方から何か一言ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、先ほど事務局のほうからもご提示いただきましたように、来年度は条例許可基準の見直しということで、またご足労いただいてご意見を賜る機会も出てまいります。ぜひともいいご意見賜りまして、より行政が進むように尽力をお願いをしたいなというふうに思います。

それでは、ただいまをもちまして本日の審議会を終了させていただきます。 長時間熱心にご議論いただきまして、どうもありがとうございました。

○司会(木下) ありがとうございました。

ご審議ありがとうございました。

先ほど委員のご紹介を申し上げたんですが、今おいでになっていらっしゃいますので、ちょっとご紹介をさせていただきたいと思います。

近畿大学の総合社会学部教授の藤田委員でございます。また、よろしくお願いいたします。 続きまして、関西ネオン工業協同組合の梅原委員でございます。

- ○梅原委員 梅原です。よろしくお願いします。
- ○司会(木下) また、これからご審議いただきますように、よろしくお願いいたします。 本日は、長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございます。 どうもありがとうございました。

(閉会 午後4時3分)